

復興大臣 土屋 品子 様

飯舘村の復興・再生に向けた要望書

令和6年5月1日

福島県相馬郡飯舘村長 杉岡 誠

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故から13年が経過しましたが、復興は道半ばであり、未だ大きな課題が残っております。

現在、村内居住者1,513人のうち、20代から50代の働き世代は409人、12歳以下の子どもは46人、村内の高齢化は59.8%を超え、帰還率としては、25.9%に留まっており、若者世代をはじめとした村内居住者を増やす取組みが急務です。

このため、本村では、福島再生加速化交付金等の復興事業を活用し、村に居住する方々が豊かな生活を送ることができ、さらに避難中の方も村に帰還したい、村外の方も村に住んでみたいと思える魅力に満ちた村づくりを進めています。

また、令和4年3月の「ゼロカーボンビレッジいいたて」宣言に基づき、2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指すため、森林資源や、震災前からの循環型農業のノウハウを活かしながら、住民福祉の向上に資する再生可能エネルギー事業等により、温室効果ガス吸収量を維持、増加する取組みを進めています。

令和5年5月、長泥地区の特定復興再生拠点区域及び長泥曲田公園の避難指示が解除されましたが、国有林に囲まれた帰還困難区域全体の避難指示解除には至っておらず、長泥地区の再生と発展に向けた取組みを継続して進める必要があります。

以上を踏まえて、令和5年9月27日に提出した要望書に加えて、次のとおり要望いたします。

## 1 第2期復興創生期間以降の復興関連予算措置について

### (1) 復興加速のための予算支援について

- ・第2期復興・創生期間後における中長期的かつ十分な復興関連予算措置を行うこと
- ・普通交付税算定に係る国勢調査人口特例措置を継続すること
- ・福島再生加速化交付金、福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業などの復興関連事業や震災復興特別交付税を継続すること

## 2 雇用（なりわい）を創出するための支援について

### (1) 担い手の居住環境の整備について

- ・若者や子育て世代をはじめとした村内居住者の増加を図るための支援を行うこと
- ・福島県や12市町村移住支援センターと連携を図り、相談体制を強化すること
- ・民間投資による雇用、家屋・アパートの整備を創出するために必要な支援を行うこと

### (2) 産業及び雇用創出のための基盤整備について

産業創出のための産業団地の整備及び企業誘致等を加速するため以下に係る予算措置、人的支援等を行うこと

- ・東北中央自動車道霊山飯舘IC・相馬玉野ICにおけるハーフICの解消と飯舘村へのアクセス道路の整備
- ・いわき市から飯舘村を經由し山形県の南陽市へ通じる歴史的街道の国道399号線（あぶくまロマンチック街道）の整備
- ・産業団地整備に係る国との諸手続きの簡素化

### 3 脱炭素むらづくりに向けた支援について

#### (1) 未来志向型農業実現に向けた取組みについて

- ・木質バイオマス発電事業による排熱等を利用した未来志向型農業の構築に向けて福島再生加速化交付金や自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金などによる植物工場や農業施設・機械等の導入支援を行うこと
- ・福島国際研究教育機構（F-REI）と国立研究開発法人産業技術総合研究所連携による「施設園芸における再生可能エネルギーを活用した循環システムの構築と実証事業」を推進すること

#### (2) 森林資源の適正管理及び有効活用支援について

- ・木質バイオマス利用による脱炭素・循環型社会貢献のため「ふくしま森林再生事業」、「広葉樹林再生事業」の令和8年度以降の十分な予算措置を行うこと
- ・帰還困難区域の山林の解除に向けた要件を整理し、国有林、民有林の脱炭素に向けた長期的な視点に立っての適正な管理を指導すること

### 4 帰還困難区域全体の避難解除に向けた取組みについて

- ・国の「2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取り組みを進めていく。」との方針に基づき、帰還困難区域全体の避難指示解除に向けて、村の実態に寄り添い、総力を挙げた対応をすること